

保護者各位

福井県立福井農林高等学校

インフルエンザの診断を受けた場合、学校保健安全法により、学校における流行の蔓延を防止するために出席停止の措置をとることになっています。保護者記載による「インフルエンザ状況報告書」の提出をお願いいたします。登校再開後、速やかに保健室に提出してください。また、この報告書により、正式な出席停止扱いとさせていただきますので、ご協力とご理解をお願いします。

昨今、抗インフルエンザ薬の発症後早い段階での投与によって、インフルエンザは、感染力の強いウイルスを体外へ排出しているにもかかわらず解熱してしまう状況がしばしばみられるようになりました。しかし、いくら体調がよくなったからといってその状態で外出し、学校へ登校してしまうと、流行をさらに広げてしまう可能性があります。医師の指示に従い、下記の出席停止期間は自宅療養をお願いします。

インフルエンザ状況報告書

出席停止期間

発症した後5日（発熱した日の翌日を1日目とする）を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで（幼児にあっては、3日）

年 科 生徒氏名

保護者氏名 印

○発症日 月 日 () 時頃

(症状: 熱 . °C、咳、頭痛、関節痛、咽頭痛、)

○受診日 月 日 ()

医療機関名

○診断名 ・ A型インフルエンザ（簡易検査実施による陽性）

[○をつけてください] ・ A型インフルエンザ（症状と流行情報による診断）

・ B型インフルエンザ

医師の指導事項

○解熱した日 月 日 () 朝の体温 °C

○登校再開日 月 日 () 朝の体温 °C

福井県立福井農林高等学校

*なお、受診証明として薬の説明書（抗ウイルス薬、タミフル、リレンザ等の記入のあるもの）または検査結果用紙等のコピーを添えて提出をお願いします。